

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2019-09

.....

ハイライト：

国民権益委員会、デザイン登録取り下げ手数料の返還問題を改善	1
大法院2019. 1. 31. 宣告2017HU424の判決[権利範囲確認（特）]	2
塩変更薬物の物質特許回避に「ブレーキ」… 国内での開発「萎縮」	2
「Bull sone」、「Red Bull」相手の商標権訴訟で敗訴…Bull sone商標どうなる？	3
未来自動車の中核「人工知能カメラ」技術-車両用映像認識分野の特許出願が急増	4
がん細胞を自ら死へ導く新しい抗がん原理を提示	5



## IP制度

### 国民権益委員会、デザイン登録取り下げ手数料の返還問題を改善

デザイン登録出願後一ヶ月以内に取り下げ、または放棄する際の手数料が、全額返還されなかった問題点が改善される見通しだ。

国民権益委員会（以下、権益委）は、出願料及び優先権主張申請料だけでなく、秘密デザイン請求料、出願公開申請料も返還する根拠となる事項を設けるよう特許庁に勧告した。

秘密デザイン請求料とは、出願したデザインが登録後に公開されることを望まない場合、3年の範囲内で登録されたデザインを秘密に保つ制度

だ。また、出願公開申請料は、登録される前の出願中のデザインは未公開が原則であるが、模倣行為を未然に防ぐために、出願中のデザインを事前に公開する制度を意味する。

しかし、出願後一ヶ月以内に取り下げ、または放棄した場合、出願料と優先権主張申請料はデザイン保護法に基づいて返還されてきたが、これまでは、秘密デザイン請求料と出願公開申請料には別途の返還規定がなく、払い戻しがされなかった。

業界では、このような差別的な手数料返還規定により、出願公開を申請してすぐに取り下げても手数料が返還されない不合理に対して、改善を望む要求が相次いでいた。そのため権益委は、翌年12月までに「出願から一ヶ月以内に出願を取り下げたり放棄した場合の手数料返還の対象に当該項目を含むよう、特許庁に勧告した。

権益委の権益改善政策局長は、「今回の制度改

善を通じてデザイン登録出願の取り下げ、放棄による手数料返還過程の不合理な問題点が解消されることを期待する」とし、「今後も国民権益委では、政府の行政改革の実行課題である『国民の声を反映させた生活密着型制度の改善』の一環として、国民の暮らしと密接な分野の制度改善を積極的に推進する計画だ」と明らかにした。



## 特許判例

大法院2019. 1. 31. 宣告2017HU424の判決

【権利範囲確認（特）】

**【事件の概要及び判示要旨】- 特許の均等判断における課題解決原理の同一性事件**

確認対象発明と特許発明の「課題解決原理が同一」であるかを判断する際には、特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に抽出するのではなく、明細書に記載された発明の詳細な説明の記載と出願当時の公知技術などを参酌して先行技術と対比し、特許発明に特有の解決手段が基礎としている技術思想の核心は何かを実質的に探求して判断しなければならない（大法院2014. 7. 24. 宣告2012HU1132判決参照）。特許法が保護しようとする特許発明の実質的な価値は、先行技術において解決されなかった技術課題を特許発明が解決して、技術の発展に寄与したということにあるので、確認対象発明の変更された構成要素が特許発明の対応する構成要素と均等であるかを判断する際にも、特許発明に特有の課題解決原理を考慮するものである。

そして、特許発明の課題解決原理を把握する際、発明の詳細な説明の記載だけでなく、出願当時の公知技術等まで参酌することは、先行技術全体との関係で特許発明が技術の発展に寄与した程度に応じ、特許発明の実質的価値を客観的に把握して、それに相応しい保護をするためのものである。したがって、これらの先行技術を参酌して、特許発明が技術の発展に寄与した程度に応じて、特許発明の課題解決原理をどれだけ広く、または狭く把握するかを決

定しなければならない。ただし、発明の詳細な説明に記載されていない公知技術を根拠に、発明の詳細な説明から把握される技術思想の中核を除外したまま、他の技術思想を技術思想の中核に置き換えてはならない。発明の詳細な説明を信頼した第三者が、発明の詳細な説明から把握される技術思想の中核を利用していても関わらず、上記のように置き換えられた技術思想の中核を利用したという理由で課題解決原理が同じであると判断した場合、第三者に予測できない損害を与え得るためである。

かかる法理に基づいてみると、本事件において、発明の詳細な説明から把握される本事件請求項1の特許発明の技術思想の中核が公知であったと見るだけの事情が見られず、構成6のガイドケースの安定した案内機能は、本事件請求項1の特許発明の技術思想の中核を具現するのに寄与する程度に過ぎず、その技術思想の中核として把握することができない。本事件確認対象発明は、技術思想の中核から本事件請求項1の特許発明と同じで第1の要件が満たされ、残りの均等の要件も満たしているので、本事件確認対象発明が、本事件請求項1の特許発明の権利範囲に属するため、上告を棄却する。

## 紛争

塩変更薬物の物質特許回避に「ブレーキ」… 国内での開発「萎縮」

ベーリンガーインゲルハイム製薬が、抗凝固剤「プラザキサ」（成分名：ダビガトラン）の特許審判二審で勝訴し、国内製薬会社の塩変更薬物の物質特許への試みが大きく萎縮する見通しだ。

業界によると、最近、特許法院は、ベーリンガーインゲルハイムが、DASAN製薬、DAEWON製薬、保寧製薬、SAMJIN製薬、第一薬品など5社を相手に提起した消極的権利範囲確認審判の控訴審で、原告勝訴の判決を下した。

特許法院は、プラザキサ塩変更薬物が、オリジナル医薬品の延長された物質特許の権利範囲に属す

るとして、特許審判院の審決を覆す決定を下した。

今回の決定により、5社の塩変更薬物製品の発売が延期されることとなった。計画通りに進んでいれば、昨年2月から販売可能であったが、法院の判決により、物質特許の存続期間満了日である2021年7月以降にならないと、発売できないようになった。

プラザキサ関連の裁判結果が注目されている理由は、去る1月に大法院が下したソリフェナシン判決のためだ。当時、大法院は、過敏性膀胱炎治療剤「Vesicare」（成分名：ソリフェナシン）塩変更薬物がオリジナル医薬品の延長された物質特許の権利範囲に属すると判断した。

大法院の判決を下級法院では尊重するのが慣例であるため、その後の訴訟でも、裁判部が類似の判断を下すのではないかという業界の予想は的中した。

オリジナル医薬品を有する特許権者に有利な判決が2回に亘り連続で出されたため、特許を回避する改良新薬の開発を積極的に行ってきた国内の製薬会社は、打撃を受けることになった。

法院の判断に基づき、特許期間が満了するまでは、当該治療剤の市場へ進出できる手段の一つが使えなくなったためだ。

これまで、国内の製薬会社は、オリジナル医薬品が有する物質特許の弱点を攻略したり迂回する戦略で、特許を回避して早期に製品を発売してきた。

しかし、特許回避による早期発売の機会を失うことで、オリジナル医薬品の市場独占権が強まると見られる。代わって、患者の医薬品の選択範囲は制限され、国内各社の改良新薬に対する開発意欲も萎縮する見通しだ。

製薬特許研究会の関係者は、「塩変更薬物が、オリジナル医薬品の物質特許の権利範囲に含まれることで、改良新薬を通じた早期製品の発売が難しくなった」としながら、「特許法院が大法院の判決に従うだろうと予想はしていたが、実際に直面して一層大変に思われる」と説明した。

続いてこの関係者は、「これまでの塩変更製品は、存続期間が延長された物質特許の権利範囲に含まれないとみて、国内の製薬会社が改良新薬の研究開発

に参入してきたが、戦略の変更が避けられなくなった」とし、「二ヶ月延期されたファイザーの禁煙治療剤チャンピックスの特許訴訟における二審の宣告結果も、今回の判決と大きく変わらないと思われる」と付け加えた。

## 「Bullsonne」、 「Red Bull」 相手の商標権訴訟で敗訴…Bullsonne商標どうなる？



Bullsonneのロゴ

Red Bullのロゴ

エナジードリンクで有名な外国企業「Red Bull」が、韓国の自動車用品メーカー「Bullsonne」を相手取って起こした商標権訴訟で勝訴した。今後、これまでの商標が使えなくなる「Bullsonne」は、既に会社のシンボルとなった商標をどうするかが悩みだ。

大法院は、特許法院の判断を覆し、「商標権侵害があった」と判断したことを明らかにした。

オーストリアに本社を置く「Red Bull」グループは、エナジードリンクでよく知られているが、世界クラスのカーレースチームも保有している。2010年に韓国で開かれたF1レースをはじめ、世界のカーレースでは、レーシングカーに赤い牛の形をした「Red Bull」の商標が見られる。

ところが、エンジン洗浄剤などのカー用品専門の韓国企業「Bullsonne」が、2011年にRed Bullの商標と類似した「走る赤い牛」の形をした商標を出願したため、Red Bullは商標権が侵害されたとして韓国の法院に訴訟を起こした。

特許法院は、「Red Bullは、世界の市場ではエナジードリンクがよく知られているが、自動車関連の事業者としての認知度は低いと見られるため、商標権侵害と見るのは難しい」と判決した。

しかし、大法院は「商標権の侵害は正しい」とし、特

許法院が裁判のやり直しをするよう判決した。

大法院は、「Red Bullが、レーシングチームの運営やカーレースのイベント企業として、既に相当な認知度を有していたため、自動車用品メーカーの『Bull sone』の事業領域との関連性が認められる」と明した。

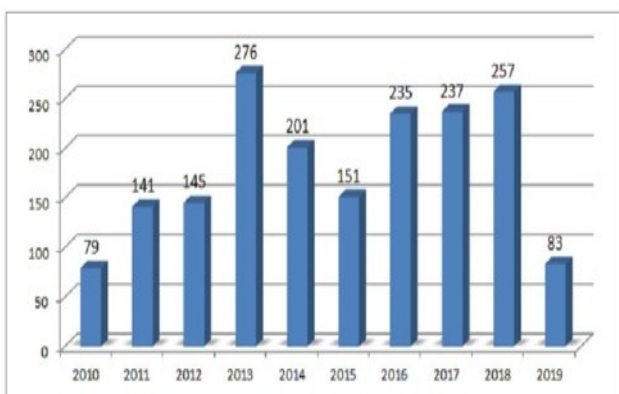
また、Red Bullが韓国で開かれたF1レースに参加した後に「Bull sone」が類似商標を登録したのは、「Red Bull」が、自動車関連市場へ進出することを妨ぐ目的もあったものと見られる、と説明した。

## 出願動向

### 未来自動車の中核「人工知能カメラ」 技術-車両用映像認識分野の 特許出願が急増

車両用映像認識技術関連の特許出願が根強く行われる中、中小企業の出願が急激に増えている。

特許庁によれば、車両用の映像認識技術関連の特許出願は、2010年79件に過ぎなかったが、2013年には276まで3倍以上急増した。2014年以降も、毎年平均215件出願された。中小企業の場合、2014年の35件から昨年98件と年平均29%増加している。

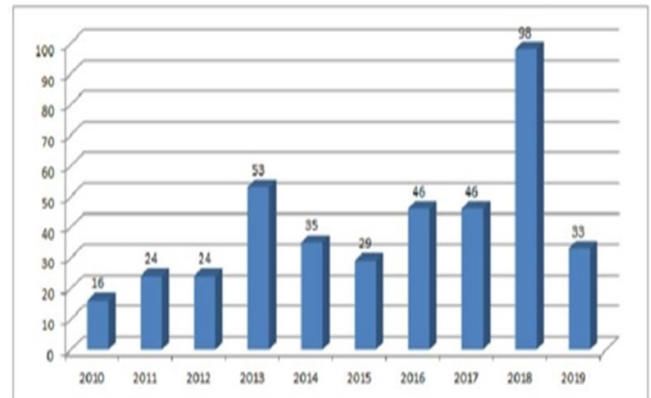


[過去10年間の年度別出願状況]

車両用映像認識技術は、最近の自律走行分野市場の持続した成長と、人工知能(AI)技術があいまって発展する分野であり、中小企業の市場参入は相対的

に容易だ。今後もこのような出願傾向は続くものと予想される。

過去10年間(2010~2019.6)の出願を出願人別にみると、大企業が534件(30%)、中小企業404件(22%)、大学332件(18%)、研究機関138件(8%)の順となっている。しかし、最近の5年間は大企業が266件で28%、中小企業が252件で26%を占め、大学184件(19%)、研究機関68件(7%)の順となっている。



[過去10年間の中小企業の年度別出願状況]

初期には、主に大企業が車両用映像認識技術の開発を主導してきたが、最近、中小企業の市場参入が増えて、技術開発や出願が増加している。

技術分野ごとに見ると、客体の検出・認識および追跡技術が41%で最も多くの割合を占め、映像劣化とカメラの歪みを補正する前処理技術(16%)、アラウンドビューや駐車支援技術(12%)がその後に続いている。客体の検出と識別、追跡の正確度を高めるための技術が、車両用映像認識分野で最も重要な部分であることを示している。

特許庁のマルチメディア放送審査チーム長は、「車両用映像認識技術は、小規模な人材と低コストで開発できるという点で、中小企業が強みを持つ分野」とし、「中小企業が競争力を高めるためには、事前に特許戦略を立てて技術開発を行うことが大切だ」と述べた。

## 消費者の嗜好に合わせて進化する コーヒーカプセル- 特許満了後、 技術開発が活発

味にうるさい消費者の好みに合わせて、コーヒーカプセルに関する技術開発が活発である。

特許庁によると、コーヒーのカプセル容器は、1992年に最初の特許が出願されて特許登録された後、昨年までに合わせて337件出願されている。2010年までは89件であったが、2011年以降、248件まで急増した。

年度	韓国人	外国人	全体
1992		1	1
1993		1	1
1995	1		1
2001		2	2
2002	4	1	5
2003	2	2	4
2004		8	8
2005	2	5	7
2006		4	4
2007	1	6	7
2008		8	8
2009	2	22	24
2010		17	17
2011	18	33	51
2012	4	17	21
2013	8	37	45
2014	7	39	46
2015	4	19	23
2016	6	20	26
2017	10	20	30
2018	6		6
合計	75	262	337

[年度別 韓国人及び外国人のコーヒーカプセルの特許出願状況]

外国人の割合が78%(262件/337件)で高いが、韓国人の出願も2010年までの12件から、2011年以降は63件に増えた。韓国企業の市場進出への努力が反映されていると見られる。

外国の主な出願企業は、スイスの「ネスレ」(81件)、ドイツの「カフェシステム」(35件)、米国の「クラフトフーズ」(26件)、オランダの「コーニクレッカ」(21件)などである。韓国では、(株)ダイン、(株)コンベックスコリア、(株)GGM、(株)テファデジタル、(株)ジャロ、(株)CNNコーヒーコリアなど、中小のベンチャー企業が多数を占めている。

技術分野別に見ると、カプセルコーヒーの開発初期であった2000年代半ばまでは、カプセルの構造および材料、内部のコーヒー抽出水の流動方法、カプセル密封技術などの基本技術が主に出願されてきた。しかし、カプセルコーヒー市場が急成長して、消費者のニーズが多様化した2000年代半ばから、二種類以上のコーヒー豆を好みに合わせてブレンドするなど抽出条件の制御技術、伝統茶の抽出技術、カプセルの偽・変造防止技術などが出願されている。

特許庁の精密部品審査課長は、「コーヒー市場の成長と高級品を好む傾向に合わせて、コーヒーカプセルに関する特許出願は着実に伸びていくはず」としながら、「企業が市場シェアを拡大するため、先端の科学技術をコーヒーカプセルに適用する努力も続けられるだろう」と語った。

## 最新技術

### がん細胞を自ら死へ導く新しい 抗がん原理を提示

韓国科学技術院(KAIST)生命化学工学科のキム・ユチョン教授と漢陽大生命工学科のユン・チェオク教授の共同研究チームは、がん細胞の自己死滅を誘導する新しい原理を確認したと発表した。

細胞イオンを攪乱するのは、細胞の重要な機能を抑制する戦略の一つだ。抗がん剤にもイオン攪乱物質が応用されている。ただし、水を嫌う性質が概して大きく、溶解度が低いという限界がある。臨床適用の可能性も同様に大きくない。

研究チームは、水溶性を有しながらもカリウムイオンの輸送能力を備えた「 $\alpha$ 螺旋ペプチド基盤の抗がん物質」で障害物を取り出した。

ペプチドの端に陽イオン性を有し水と親和的なグループと、カリウムイオンの運搬可能なグループを組み合わせたことが中核となっている。

新たな抗がんペプチドは、細胞内のカリウム濃度を下げると共に、細胞内のカルシウム濃度を高める。細胞内のカルシウム濃度が増加すると活性酸素濃度が共に高まり、小胞体ストレスを生じさせるが、これにより、最終的に細胞を自己死滅するよう導くことができる。

動物実験の結果、がん成長阻害効果が証明されたと研究チームは説明した。

キム教授は、「新しい原理によってがん細胞を死滅させるため、既存の抗がん療法の限界点を超えるようになるだろう」と述べた。

同研究は、韓国研究財団の中堅研究者支援事業により行われ、論文は「Advanced Science(7月17日号)」のバックカバーに掲載されている。

**韓国における知的財産問題でお悩みですか  
新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。**

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

**河 合同特許法律事務所**

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.co.kr  
Website : <http://haandha.co.kr>

**SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.**

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : [st@stpat.co.kr](mailto:st@stpat.co.kr)